時間帯別B契約 (選択約款)

東海ガス株式会社

2019年10月1日実施

<目次>

| 1. | 対象となるお客さま1 |
|-----|---|
| 2. | 選択約款の変更1 |
| 3. | 用語の定義1 |
| 4. | 適用条件 |
| 5. | 契約の締結2 |
| 6. | 使用量の算定2 |
| 7. | 料金3 |
| 8. | 料金の支払方法3 |
| 9. | 需給契約の補償料3 |
| 10. | 名義の変更4 |
| 11. | 契約の変更または解約5 |
| 12. | 契約の解消に伴う契約中途解消補償料5 |
| 13. | 本支管工事費の精算 |
| 14. | 緊急調整時の措置 |
| 15. | その他 |
| 付 | 則6 |
| 別表 | ・第1.早収料金の算定方法······6 |
| 別表 | 等 2.料金表①_(時間帯別 B 契約第一種 <u>)</u> 6 |
| 別表 | 竞第3.料金表② <u>(</u> 時間帯別B契約第二種 <u>)</u> 7 |

1. 対象となるお客さま

この選択約款は4の適用条件を満たすお客さまを対象として、当社のガス小売供給約款 とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとの需給契約の内容は、変更後の選択約款に基づくものとし、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) 当社は、ガス小売供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに 通知の上、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

- (1)「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます(小数点以下切捨て)。
- (2)「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別 使用量をいいます。
- (3)「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4)「契約年間引取量」とは、契約で定める使用者の1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (5)「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6)「最大需要期」とは、12月使用分(12月検針日の翌日から1月検針日まで)から3 月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)までの4ヵ月間をいいます。
- (7)「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (8)「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。(小数点以下切捨て)

契約年間負荷率= 年間の1か月あたり平均契約使用量 ×100 最大需要期の1か月あたり平均契約使用量

- (9)「昼間」とは、午前7時から午後10時までをいい、「夜間」とは午後10時から午前7時までをいいます。
- (10)「契約昼間使用量」とは、最大需要期における1か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。
- (11)「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除 した後の使用量をいいます。
- (12)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する額をいいます。この場合、その計算の結果、 1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

4. 適用条件

使用者は、次の全ての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1)契約最大使用量が13立方メートル以上であること。
- (2)契約年間使用量が契約最大使用量の600倍(小数点以下切り捨て)以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が837立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限または中止)に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1)使用者は、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給 条件を定めた時間帯別B契約第一種または時間帯別B契約第二種のいずれかを当社と 契約していただきます。
- (2) 使用者は、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、使用者の過去の実績、同一業種の操業度、使用設備の内容等を参考にして、使用者との協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - (1) 契約最大使用量
 - (2) 契約昼間使用量
 - (3) 契約夜間使用量
 - (4) 契約年間使用量
 - (5) 契約年間引取量
 - (6) 契約月平均使用量
 - (7) 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社と使用者の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

最大使用量、昼間使用量および夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。(負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費は使用者負担といたします。) ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社と使用者の協議によってその月における 最大使用量、昼間使用量および夜間使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1)当社は、料金の支払が、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には早収料金を、早収期間経過後に支払が行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。なお早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日までの早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は時間帯別B契約第一種には別表第2の料金表①を、時間帯別B契約第二種には別表第3の料金表②を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3)使用者の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)に基づく従量料金に準じて算定いたします。

8. 料金の支払方法

料金は、口座振替または払い込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。 ただし、小売ガス供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、原 則として払い込みの方法によります。

9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料および 契約最大使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料を、原則としてそれぞれの未達ある いは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円 未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

(1)年間負荷率未達補償料

使用者の実績年間負荷率〔(年間の1か月あたり平均実績使用量/最大需要期の1か月あたり平均実績使用量)×100をいいます。〕が70パーセント(小数点以下切捨て)未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

なお、この未達補償料は、当該年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの 未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量にガス小売供給約款に定める料金を適用 して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額(小数点以下切捨て)をこえ ない範囲で算定するものといたします。

(備考)

負荷率 70 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の 1 か月あたり平均実績使用量に 0.70 を乗じ、その量を 12 倍した量といたします。

(2) 契約年間引取量未達補償料

当社は、使用者の年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

(3) 契約最大使用量超過補償料

最大需要期において最大の1時間あたりの使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量(小数点以下切上げ)をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料といたします。

ただし、それ以前に契約最大使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する契約最大使用量超過補償料が、それ以前に申し受け、または申し受けることが確定した契約最大使用量超過補償料をこえている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過補償料といたします。

契約最大使用量 超過補償料
$$=$$
 $\left\{ \left(\begin{array}{c} 最大の1時間 \\ あたりの使用量 \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} 契約最大 \\ 使用量 \\ ×1.05 \end{array} \right) \right\} \times 3,300円$

10. 名義の変更

使用者または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの 契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、使用者または当社は契約をその後継者 に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更または解消

- (1)使用者のガス使用計画に変更がある場合、もしくは2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、または使用者に契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

12. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解約が、11(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、または11(2)の規定によるものであって使用者の契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

新たに当社のガス小売供給約款もしくは選択約款等にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

13. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新増設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社(導管部門)は、原則としてその本支管の新増設工事にかかわる当社負担額に消費税相当額を加えたものを全額申し受けます。

14. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表①、料金表② の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、9の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

| (1) | 定額基本 | _ | 定額基本 | ~ - | 調整時間 | | 1時間あたりの | り平均 | 調整量 |
|-----|-------|---|------------------|-----|---------|---------|---------|---------|--------------|
| (1) | 料金割引額 | _ | 料金 | ^ - | 当該月の時間 | 引数 | 契約最为 | 大使用 | 量 |
| (2) | 流量基本 | _ | 流量基本 | ~ | 契約最大 | ~ | 調整時間 | | 1時間あたりの平均調整量 |
| (4) | 料金割引額 | _ | 料金単価 | ^ | 使用量 | ^ | 当該月の時間数 | ^ | 契約最大使用量 |
| (3) | 昼間基本 | _ | 昼間基本 | ~ | 契約昼間 | ~ | 調整時間 | | 1時間あたりの平均調整量 |
| (5) | 料金割引額 | _ | 料金単価 | ^ | 使用量 | 当該月の時間数 | ^ | 契約昼間使用量 | |
| (4) | 夜間基本 | _ | 夜間基本 | ~ | 契約夜間 | ~ | 調整時間 | | 1時間あたりの平均調整量 |
| 料金 | 料金割引額 | 額 | 5 — 料金単価 ^ 使用量 ^ | ^ | 当該月の時間数 | | 契約夜間使用量 | | |

15. その他

- (1) この選択約款に定めのない事項については、当社のガス小売供給約款によるものといたします。
- (2)この約款に定める事項について当社のガス小売供給約款と異なる定めがある場合は、 当該事項についてこの選択約款の規定を適用するものといたします。

付 則

1. 実施期日

この選択約款は2019年10月1日より実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、2019年9月30日まで時間帯別B契約約款(以下「旧選択約款」と言います。)の適用があり、2019年10月1日から2019年10月31日までに支払義務が発生する料金について、その料金算定期間の開始日が2019年9月30日以前のものについては、旧選択約款により算定いたします。

別表第1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、基本料金(甲)と基本料金(乙)の合計といたします。
 - ①基本料金(甲)は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
 - ②基本料金(乙)は昼間基本料金と夜間基本料金の合計といたします。昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額といたします。
- (3)従量料金は、基準単位料金またはガス小売約款第19条の規定により調整単位料金を 算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

別表第2. 料金表① (時間帯別B契約第一種)

(1) 基本料金(甲)

①定額基本料金

| 1 か月につき | 107, 580. 00 円 |
|------------|----------------|
| ②流量基本料金単価 | |
| 1立方メートルにつき | 1,060.95円 |

(2) 基本料金(乙)

①昼間基本料金単価

| 1立方メートルにつき | 17. 49 円 |
|------------|----------|
| ②夜間基本料金単価 | |
| 1立方メートルにつき | 7. 15 円 |

(3) 基準単位料金

| 1立方メートルにつき | 128. 46 円 |
|------------|-----------|
|------------|-----------|

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、ガス小売約款第19条の規定(単位料金の調整)により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

別表第3. 料金表②(時間帯別B契約第二種)

(1) 基本料金(甲)

①定額基本料金

| 1 か月につき | 49, 500. 00 円 |
|------------|---------------|
| ②流量基本料金単価 | |
| 1立方メートルにつき | 1, 060. 95 円 |

(2) 基本料金(乙)

①昼間基本料金単価

| 1立方メートルにつき | 17. 49 円 |
|------------|----------|
| ②夜間基本料金単価 | |
| 1立方メートルにつき | 7. 15 円 |

(3) 基準単位料金

| 1 立方メートルにつき 138.14円 |
|---------------------|
|---------------------|

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに、ガス小売約款第19条の規定(単位料金の調整) により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。